

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- サプライチェーン全体の円滑なる情報共有・情報交換によって、全体的な業務の効率化と、各企業間で連携して、新たな法規、制度に対しても対応していきます。
- 地域インフラ供給の一翼を担う業種として、自然災害に強い企業づくりを目指し、太陽光発電と蓄電池の再生可能エネルギーを利用した停電対策構想の実現、自家発電機を使用した早期営業再開で、地域の復旧活動に貢献します。
- 自社の経営を維持すると共に、取引先、顧客、地域住民への安定的な供給責任を果たします。
- 定期健康診断受診は基より、希望者へは人間ドック受診も促進しており、従業員の健康支援と取引先への助言・情報提供において、より強固なサプライチェーンを構築します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金（振込、小切手含む）で支払います。手形で支払う場合には、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

○取引先へ不当な交渉・依頼はせず、事業活動を通じて得られた利益等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”となるよう努め、支払期日を遵守し、長期的に良好な関係を築きます。

2023 年 5 月 23 日

株式会社輪島丸善

代表取締役 久岡 政治

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。